

5日目 (6月19日)

第2回福生市議会定例会会議録（第10号）

平成21年6月19日福生市議会議場に第2回福生市議会定例会が開催された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	武藤 政義君	2 番	清水 義朋君	3 番	末次 和夫君
4 番	杉山 行男君	5 番	乙津 豊彦君	6 番	堀 雄一朗君
7 番	原田 剛君	8 番	奥富 喜一君	9 番	阿南 育子君
10 番	高橋 章夫君	11 番	大野 聡君	12 番	串田 金八君
13 番	田村 昌巳君	14 番	増田 俊一君	15 番	原島 貞夫君
16 番	羽場 茂君	17 番	青海 俊伯君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

なし

1 欠員は次のとおりである。

なし

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	加藤 育男君	副 市 長	坂本 昭君	教 育 長	宮城 眞一君
企画財政 部 長	田中 益雄君	企画財政部 参 事	大越 英世君	総務部長	野崎 隆晴君
市民部長	野島 保代君	生活環境 部 長	森田 秀司君	福祉部長	星野恭一郎君
子 ど も 家庭部長	町田 正春君	都市建設 部 長	小 峯 勝君	会 管 理 計 者 選挙管理 委員会 事務局長	小林 重雄君
教育次長	宮田 満君	参 事	川越 孝洋君		榎戸 宏君
監査委員 事務局長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務 局 長	吉野 栄喜君	議会事務局 次 長	高木 裕子君	次長補佐兼 議事係長	大内 博之君
-------------	--------	--------------	--------	---------------	--------

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成21年第2回福生市議会定例会議事日程(5日目)

開議日時 6月19日(金) 午前10時

- | | | | |
|-------|-----------|---|--------|
| 日程第1 | 議案第34号 | 福生市基本構想(第4期)の制定について | (審査報告) |
| 日程第2 | 議案第42号 | 福生市基本構想審議会条例を廃止する条例 | (審査報告) |
| 日程第3 | 議案第35号 | 福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 | (審査報告) |
| 日程第4 | 議案第37号 | 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | (審査報告) |
| 日程第5 | 議案第36号 | 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | (審査報告) |
| 日程第6 | 議案第38号 | 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 | (審査報告) |
| 日程第7 | 議案第39号 | 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例 | (審査報告) |
| 日程第8 | 議案第40号 | 福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 | (審査報告) |
| 日程第9 | 議案第41号 | 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 | (審査報告) |
| 日程第10 | 議案第43号 | 平成21年度福生市一般会計補正予算(第1号) | (審査報告) |
| 日程第11 | 議案第44号 | 訴えの提起について | (審査報告) |
| 日程第12 | 議案第45号 | 訴えの提起について | (審査報告) |
| 日程第13 | 陳情第20-7号 | 障害者自立支援法の「定時改正」における抜本的見直しを求める意見書提出に関する陳情書 | (審査報告) |
| 日程第14 | 陳情第20-10号 | 福祉施設・保育所の最低基準を維持し、保育所の直接契約方式を導入しないよう、国に対し意見書採択を求める陳情書 | (審査報告) |
| 日程第15 | 陳情第20-12号 | 都市再生機構が家賃改定で値上げを行わないことなどを求める意見書に関する陳情書 | (審査報告) |
| 日程第16 | 陳情第20-13号 | 国籍法改正に関する陳情書 | (審査報告) |
| 日程第17 | 陳情第21-1号 | 後期高齢者医療制度に関する陳情書 | (審査報告) |
| 日程第18 | 議員提出議案第5号 | 基地対策予算の増額等を求める意見書 | |
| 日程第19 | 議員派遣について | | |

日程第20 閉会中の継続審査申し出について

日程第21 特定事件の継続調査について

午前10時 開議

○議長（大野聰君） ただいまから平成21年第2回福生市議会定例会5日目の会議を開きます。

~~~~~

○議長（大野聰君） この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいたします。

（吉野議会事務局長報告）

- 1 議員提出議案の受理について（議員提出議案第5号）（別添資料参照）
- 2 議案等の正誤について（別添資料参照）
- 3 平成21年4月分例月出納検査の結果について（別添資料参照）

○議長（大野聰君） 以上で報告は終わりました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告願います。

（議会運営委員長 青海俊伯君登壇）

○議会運営委員長（青海俊伯君） おはようございます。御指名をいただきましたので、去る6月17日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告をさせていただきます。

まず、日程でございますが、各委員会で審査をし、結論を得ました議案の審査報告を日程第1から日程第17までとして組ませていただきました。それから、議会において議員提出議案1件が提出されましたので、日程第18として組ませていただいております。また、日程第19の議員派遣につきましては、閉会中における議員派遣についてお諮りしようとするものでありまして、本日の日程に組ませていただいたところでございます。また、日程第20及び日程第21につきましては、閉会中の継続審査申し出と特定事件の継続調査として、組ませていただきました。

次に、日程の順序でございますが、お手元に御配付の日程表のとおりと決定いたしております。

また、新たに提出されました案件の取り扱いでございますが、日程第18につきましては、慎重審議の上、即決することとしております。

次に、全員協議会でございますが、理事者側及び議会側からの申し出がございますので、本会議終了後に開催願うことといたしました。

以上でございますが、本定例会の最終日でございますので、議員各位の御協力をお願い申し上げまして、御報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

○議長（大野聰君） これより日程に入ります。

この際、既に配付してあるとおり、各委員会から審査報告書が提出されております

が、各委員会の審査報告書の朗読については、省略をいたします。

日程第1、議案第34号、福生市基本構想（第4期）の制定についてを議題といたします。

本案については総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（総務文教委員長 増田俊一君登壇）

○総務文教委員長（増田俊一君） おはようございます。御指名をいただきましたので、議案第34号、福生市基本構想（第4期）の制定につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、この基本構想の案ができるにあたって最初に市民会議がつくられ、その後に審議会ができ、今回の案につながっていると思うが、この基本構想の冊子ができるときにきちんとそのことが記録として残されているか。

また、全員参加のハーモニーにはかなり具体的に書かれているものがあったと思うが、全体を網羅するような形で表現してあるととらえていいのか。具体的な提案に関しては、今後どのように対応していく考えなのかとの質疑があり、理事者より、最終的に製本された暁には、巻末の資料にすべて搭載する予定である。パブリックコメントを中間答申の後に実施しているが、そのときにいただいた御意見の中で3件ほど内容に入れていただきたいという意見があり、この中間答申にすべて反映、包含されていると考えている。提案いただいた具体的な内容についての修正は行わないとの結論が出されており、市民提言の中に期待されていたかなりの部分がこの構想に盛り込まれている。

例えば、「協働と共生のまちづくり」、こういった表現は市民提言の言葉であり、「個性ある特色を生かしたまちづくり」あるいは「多くの市民がまちづくりに積極的に参加し、市民と行政が役割を分担し、それぞれの責任を果たすこと」、「にぎわいと福生らしさ」、あるいは「魅力と活気があふれ、住み続けたいとすることができる地域社会の実現」、「協働と参画と共生の理念」、こういった提言があり、この基本構想の中に盛り込んでいるとの答弁があり、同委員より、ぜひ市民の声は受けとめていただきたいとの要望が出されました。

また、別の委員より、最初に教育というのを取り上げられたというのはすばらしいと思うが、この部分は教育委員会の構想というものがあり、それとの関連性はどうなのか。また、前市長のときもそうだったが、交通網の整備状況、16号の拡幅、睦橋通りなど一定の幹線道路の完成の後に、市内交通で住宅地に進入する車の様子等を見た上でもう一度交通網考え直したいという発言があったが、そういうものを含めて都市骨格の形成というものをもう一度見直すということなのか。「福生市への定住者の増加を目指します」ということは、例えば、どのような居住空間をどこにつくっていくかということや、拝島駅の開発に伴ってその周辺をどうするか、というようなことも今の課題になっていると思うが、その点についてはどう考えるか。

また、「商業環境の形成」ということで、商業をどこに中心的に集積するかとか、「農地の保全」など、これら全部を1本のものとして見ていかないとできないような大きなことだと思うが、今後、基本構想をつくるに当たって、そういったグランドデザインをつくるのにどのように持っていくかとの質疑があり、理事者より、教育委員会の中では教育委員会での基本方針がある。これの基となっているのは、18年に改正された新教育基本法で、この改正で新たに、家庭教育の充実、地域との連携、あるいは郷土を愛する気持ち、国際理解の理念がこの基本構想の中に盛り込まれていると考えている。交通網では今回、都市骨格という表現をさせていただいた。これは施設、あるいは機能といったものが結びつくというところで、今までは個別の道路といった基本計画での表現であったが、今回は道路網という形で、全体に俯瞰するような全体的な展開をしていきたいということでこういう形になっている。具体的には、基本計画の中で、展開していく予定である。この定住化の施策についてのプロジェクトチームを展開しているが、この中でもさまざまな施策の展開を図り、あるいは居住環境の誘導、あるいは子育てに優しい、こういったところで、なるべく多くの他市の市民の方を福生に呼び込む、そういった政策展開をして人口増を図っていききたいと考えている。今年度は、商業地域の振興の基礎調査を行っているが、これは単なる実態調査ではなく、どういうふうな展開を今後していかなければいけないか、どういう施策を打っていかなければいけないか、そういったところも含めての調査となっている。その辺の具体的な方法も含めて、基本計画などでどういうふうに展開していくかということを経営を進めていきたい。

また、「農地の保全」については、福生市の農業生産高は4年前の資料では年間4000万という出荷額で、今回の基本構想では都市型農業と表現させていただいたが、農業戸数も現在少ない状況で、この限られた農地を保全することを重点に置き、家庭菜園、体験型農園、さらに地産地消といったいわゆる収穫の体験とか、料理教室といったところも含めて、新しい農業のあり方を検討していきたいとの答弁がありました。

また、別の委員より、居住空間の安定的な供給の誘導とあるが、要は「余地が少なく、定住者をふやしがたい環境にあること」、それを完全に認めておきながら、なお、ここで誘導というやり方はこれでいいのかと思う。もう少し表現の方法があったのではないかとの質疑があり、理事者より、居住空間という表現にしたのは、部屋の中ということではなく、土地もあれば、家、住まいのところだけでなく、水周りの部分とか、すべての備え、住居のことを指し、誘導という表現は、市の方は開発者でないで、あくまでも住宅を建てていただく建設業者、開発業者の方々に福生市に住居をつくっていただくような施策的な誘導をするという意味で、この表現を用いたところである。

具体的には、基本計画の方で展開するが、例えば部屋数の少ないアパートなどについては、持ち家の大家さんに対して、新たなもう少し居住面積を確保するようなアパートあるいはマンションに建て替えていただこうと、そういった施策も何か考えていかなければならないとの答弁がありました。

さらに別の委員より、「活力とにぎわいのある商業環境の形成」のところで、「だれにもやさしい商業集積を促す」とあるが、どういうふうな描き方で、こういう言葉になっているのかとの質疑があり、理事者より、誰にもやさしいということは、いわゆる車を運転しない方、歩行に少し障害のある方、そういう方にも訪れやすい、つまり道路をバリアフリーにして、段差をなくしたりとか、健常者でも障害をお持ちの方でも、あるいはお年寄りでも、若い方でも、小さいお子様でも、どなたにも訪れやすいハード的な部分、ソフト的な部分を含めた商業集積を促したいということで、商業者、あるいは商工会などと連携していきたいと、そういう考えのもとでの表現であるとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定いただきますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終わります。この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。反対者、8番、奥富喜一君。

（8番 奥富喜一君登壇）

○8番（奥富喜一君） 議案第34号、福生市基本構想（第4期）の制定について、日本共産党として反対討論を行います。

基本構想の制定に当たっては、公募による市民の代表も含めて、慎重な討議をされたものが基本となり、パブリックコメントも行い、極力市民の声を徴した上でまとめたものであり、私も十分尊重するものであります。

しかし、この提出されている基本構想には致命的な欠陥があります。福生市基本構想7ページ中段の、「ただし、横田基地についてはないことが望ましいものの、その存在を前提としています。（日本への返還が決定された場合には、新たな基本構想を制定するものとします）」とした問題。存在を前提にしながら、その分析、対策、方向性のすべてが皆無という点です。福生市基本構想3ページの下段の記載では、「横田基地は市域の3分の1を占めており、都市計画に大きな影響を与えています」とあります。単なる影響ではありません。現代は物流の時代であり、物流をいかに効率よく円滑に行うかが、発展の基盤となるものであります。この点で、横田基地の存在は、現在も今後においても重大な阻害要因であります。横田基地は、武蔵村山、東大和、立川などの方面からの道路を介した物流の妨げとして存在すること。横田基地があるために、鉄道も、八高線の屈曲、西武新宿線、モノレール構想などの延伸や今後の発展の可能性を妨げています。このことが人的、物的輸送の障害となっています。居住空間としても、静穏な生活を妨げる騒音。長い米軍基地の存在が作り上げた飲食街や風紀の乱れなどが、市民の子弟の教育、市民生活等に影を大きく落としてきた否定できない

歴史を今も引きずっています。市民生活の安全に不安を与える米軍人、軍属の犯罪、日米地位協定の不安。

具体的には、8年間の法務省資料によれば、公務外で犯罪を起こした在日米軍人は、平均で約83%が不起訴という異常な事実。公務執行妨害、詐欺、横領はすべてが起訴率ゼロ%。強制わいせつ約11%、強姦約26%の起訴率という裁判権上も含めた不安。軍事的には、2010年に自衛隊航空総隊司令部の移駐で、ミサイル防衛の中心的基地としてテロを呼び込む危険性の増大。世界戦争を呼び込む危険性の拡大。通常の市民、会社であれば当然徴収できる固定資産税。昭和55年当時は、100%を国が補償していた税収補てんの交付金が年々減らされ、30%にも満たない現状。ここ10年間の累計で205億8000万円も交付金で損をしています。福生市の一般会計予算で約1年間分の損です。35人学級を市単独で、80年間続けられるお金を貰わないで我慢をさせられています。さらには、自衛隊は軍隊ではないからと、さらに交付金を減少させる可能性も否定できない事実。新型インフルエンザ問題など挙げたらきりがありません。

さらには、日本の自衛隊航空総隊司令部の移駐に伴う日本国民の血税500億円もかける工事においても、建設業法の標識看板の提示義務など堂々と破り、工事図面等の情報公開を求めれば、工事図面、新聞紙見開き大のA1図面20枚すべてが旧日本軍や今の北朝鮮と同様に、真っ黒に塗りつぶされていたという秘密主義。建設残土の検査数値も公表せず安全性は疑惑のまま、日の出や青梅の水源地である地域に埋設してしまう。国民生活無視の横暴勝手し放題。このように、横田基地の存在そのものが七つのまちづくりの目標、「希望に満ちた明るい人づくり」、「だれにもやさしい安全なまちづくり」、「潤いのある豊かなくらしづくり」、「安心に満ちたまちづくり」、「活力とにぎわいのあるまちづくり」、「ともに助け合うまちづくり」、「市民と行政がともに進めるまちづくり」を阻んでいることの現状分析や対策を避けた計画は、絵に描いた餅にしかかなり得ません。大事な基地返還運動が欠落しているということです。

私としては以上述べた理由から、議案第34号、福生市基本計画（第4期）の制定について反対であることを表明し、討論といたします。

○議長（大野聡君） 以上で討論は終わります。

これより議案第34号について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大野聡君） 起立多数と認めます。よって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（大野聡君） 日程第2、議案第42号、福生市基本構想審議会条例を廃止する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務文教委員長 増田俊一君登壇)

○総務文教委員長(増田俊一君) 御指名をいただきましたので、議案第42号、福生市基本構想審議会条例を廃止する条例につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、審議会は都合8回開かれて、14名の方で、その間欠席というのはあったのかどうか。また、会長はどういう方で、3名を公募で決めた基準はどこにあったのか。報酬を支払っているが、費用的には幾らかかったのかとの質疑があり、理事者より、1日欠席された方が1名、2日欠席された方が2名で、村山利夫氏が会長に選出されている。公募基準は昨年7月31日現在で満18歳以上の市内の在住、在勤、在学の方を対象として福生市のまちづくりと題した課題で、800字以内で考えをまとめていただき、そのすぐれた内容の方の市民を選考するという形で選定をさせていただいた。満18歳以上とした理由は、より広い世代からの意見を伺いたいということと、審議会の発言に責任の持てる年齢として18歳以上とした。内部選考は理事者3名、企画財政部内で3名を選定、審査員として応募された10名の方の作文の内容を数値化し、その上位3名の方を公募市民と決定させていただいた。また、費用については、委員報酬は合計で87万5500円との答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定いただきますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(大野聰君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大野聰君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第42号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大野聰君) 御異議なしと認めます。よって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(大野聰君) 日程第3、議案第35号、福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告

を願います。

(総務文教委員長 増田俊一君登壇)

○総務文教委員長(増田俊一君) 御指名をいただきましたので、議案第35号、福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、審査報告をさせていただきます。

本議案は、職員の勤務時間を改定し、休憩時間等の規定を整備するとともに、休憩時間を廃止したいので本条例を改正する必要から、理事者より提案された議案でございます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、以前8時半から5時で職員は帰っていたが、三、四年前から東京都の方針で、5時15分までになった経緯がある。今改正で自主的に何が変わったのか、どういうふうになるのか、時間を追ってどこが休憩になって、どこが休憩がなくなってしまうのか。残業手当がつく人の平均ではどういう変化が出ているのか。また、休憩がなくなることによっての影響で、たばこを吸う時間は休息なのか休憩なのかとの質疑があり、理事者より、休憩時間の運用は現在8時30分に始業し12時までを勤務とし、12時から12時15分が休憩時間としていた。休憩時間については、12時15分から1時までが休憩時間となっている。午後は1時から5時15分までが勤務時間で、そのうち3時から3時15分までが休憩時間。今回、休憩時間を廃止したことにより、午前中が8時30分から12時までの3時間30分の勤務、午後は1時から5時15分までの4時間15分、1日7時間45分という勤務になる。超過勤務手当の対象となる職員の1時間単価は、改正前が2405円、改正後が2482円、77円の増額となり、率にして3.2%の増となる。超過勤務手当については、通常の正規の勤務時間が割り振られた平日で、改正前が3006円、改正後が3103円、影響額については97円の増額となり、通常の時間単価で3.2%の増となる。休憩時間がなくなったことに伴うたばこの取り扱いについては、大変難しい問題だと思っている。ここで休憩時間が廃止をされたことから、基本的には終業前、あるいは昼休み、それと終業後の喫煙、これが望ましいところだが、ひとつの仕事が決着して、次の仕事に取り組む際の切りかえ時、あるいは仕事の企画などに行き詰まった際、この一本の喫煙が大きな効果をもたらすといったそんなことも、時と場合によっては想定されることから、基本的には、職員一人一人の強い自覚のもとに、最低限に、まずは減らしていくというようなことを徹底して促していくことを目指してやっていきたいと現時点ではとらえているとの答弁があり、同委員より、要は1時間当たりの密度をきちんと高めて、いい仕事をさせていただくということではないかと思う。時間が短くなったから、残業がふえたということのないように、ぜひしっかりとその辺はやっていただきたいとの要望が出されました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定いただきますようお願い申し上げます、

審査報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

これより、議案第35号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 次に、日程第4、議案第37号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（総務文教委員長 増田俊一君登壇）

○総務文教委員長（増田俊一君） 御指名をいただきましたので、議案第37号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、審査報告をさせていただきます。

本議案は、理事者より職員の勤務時間の改定に伴い係る既定を整備したいので、本条例を改正する必要から提案された議題でございます。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、委員からの発言がございませんでしたので、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定いただきますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第37号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号は、委員長の報

告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第5、議案第36号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（総務文教委員長 増田俊一君登壇）

○総務文教委員長（増田俊一君） 御指名をいただきましたので、議案第36号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、月額を決める根拠は労働時間ではなかったのか。例えば、15万8800円などというのが17万円というのはまだ言いようがあるが、15万8800円だと逆算して計算しているのではないか、元が時間であって、それで月額を決めていたのか、その辺の見解はどうなのかとの質疑があり、理事者より、嘱託員の関係であるが、時間ありき、また月額ありきとなると、職員の方も給料があるので、勤務時間が減る。そうすると、職員の方の減額をせざるを得ないというようなことにもなるので、この部分については、月の勤務時間は4時間減るが、月額で支給をしていることから、そういう形でうちの方としてもさせていただければと考えている。この部分については、都の勧告もそういうような形になっているので、それと同様に嘱託員の方もさせていただいたとの答弁があり、同委員より、東京都の勧告がそうだからということ以外の根拠はないようだけれども、やはり報酬を決める根拠というのは、きちんとしておかなければいけないことだと思う。報酬の根拠をきちんとしておくことが、大切ではないかとの要望が出されました。

別の委員より、この4時間少なくなるということは、どういうふうに影響するのか心配な部分もある。例えば、保育園であるとか、子ども家庭支援センターであれば、正職員の方がいてカバーし合うことができるが、各小学校に整備されている「ふっさっ子の広場」では、正職員の方はいないので、この4時間というのが現場でどのような影響をもたらすか、どのようなフォローをするつもりなのか、それとも大丈夫だと踏んでいるかとの質疑があり、理事者より、1日8時間で勤務をしている人については、休憩時間がなくなり、休憩時間が1時間になったということで、今まで8時間勤務をしていたものが、7時間45分になるだけなので影響はないと。ただ日によって6時間とか5時間で勤務をして、月128時間というような形で雇用している嘱託員については4時間減るので、その辺については、ローテーションや割り振りをよくすることにより対応していただくようになるとの答弁があり、同委員より、子どもたちの安全確保ということで、人員がちゃんと確保されなければならないと思うので、その辺はぜひ配慮していただきたいとの要望が出されました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のと

おり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定いただきますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第36号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議案第36号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 次に、日程第6、議案第38号、福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（総務文教委員長 増田俊一君登壇）

○総務文教委員長（増田俊一君） 御指名をいただきましたので、議案第38号、福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきまして、審査報告をさせていただきます。

本議案は、理事者より、地方税法等の改正に伴い長期譲渡所得に係る特別控除の追加など、所要の規定を整備したいので、本条例を改正する必要から提案された議題でございます。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、委員からの発言がございませんでしたので、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定いただきますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で報告終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第38号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大野聰君) 御異議なしと認めます。よって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(大野聰君) 日程第7、議案第39号、福生市都市計画税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(総務文教委員長 増田俊一君登壇)

○総務文教委員長(増田俊一君) 御指名をいただきましたので、議案第39号、福生市都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、内容は条ずれで、しかも全く影響はないということなのだが、条ずれを直すことによって、どのぐらいの手間暇がかかるか。例規集をつくり直すその辺の流れと費用がどのぐらいかかるかとの質疑があり、理事者より、条例に関しては庁議で内容審査を行い、その後その条例の文言は例規審議会にかけ、内容文言等について審議する。この費用についてであるが、現在ウェブ上で行っており、基本的にはコンピュータの中で全部見られるようになっているが、それだけでなく、冊子としても出しており、これについては1冊8000円かかるわけだが、1年に1回つくり直しており、今回の条ずれだけの費用としては出しかねるとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定いただきますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(大野聰君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大野聰君) 以上で質疑を終わります。これより、議案第30号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大野聰君) 御異議なしと認めます。よって、議案第39号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第8、議案第40号、福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（市民厚生委員長 杉山行男君登壇）

○市民厚生委員長（杉山行男君） 御指名をいただきましたので、議案第40号、福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、通院1回当たり医療費200円の根拠は何か。今までは1割補助があり、2割負担であったが、この2割を助成することになるが、その対象予定者は何人か。また、診療科目が重なる場合は科目ごとに200円なのか。また、非紹介患者初診加算料が福生病院は1360円だが、この扱いはどうなるかとの質疑があり、理事者より、医療費の通院200円にした根拠は、東京都の医療保険制度の相互扶助の考え、あるいは小児医療現場の厳しい状況に配慮し、将来にわたって安定的で持続可能な医療費助成制度として構築するため、一部負担金を設けたということ。また、医療機関に受診を抑制しない程度の金額ということと聞いている。また、平成21年度対象人数は全体で4400人、そのうち東京都の負担割合は、所得制限限度額内で2分の1を負担するため、予算上の金額は1323万6000円となる。また、幾つかの科にまたがった場合は、それぞれの科ごとに1回の通院ということになる。紹介状がない場合については、紹介状は本来医療費の適用にならないので、御本人負担となるとの答弁がありました。

また、別の委員より、医療費の助成拡大の他市の状況はどうかとの質疑があり、理事者より、義務教育について所得制限を撤廃しているのは、武蔵野市、青梅市、府中市、羽村市との答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第40号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議案第40号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 次に、日程第9、議案第41号、福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（市民厚生委員長 杉山行男君登壇）

○市民厚生委員長（杉山行男君） 御指名をいただきましたので、議案第41号、福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、審査報告させていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、条例改正による影響はないということだがその根拠は、との質疑があり、理事者より、配当取得分離課税で、特にカバードワラントについては、取引を行っていらっしゃる方が福生市ではほとんどいないのではないかと。また、あった場合にも相当の損失ということは、福生市内ではあり得ないだろうということから、特に、影響はないと判断しているとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第41号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 次に、日程第10、議案第43号、平成21年度福生市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案については、総務文教、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告をお願いします。

まず、総務文教委員長、増田俊一君。

(総務文教委員長 増田俊一君登壇)

○総務文教委員長(増田俊一君) 御指名をいただきましたので、議案第43号、平成21年度福生市一般会計補正予算(第1号)(歳入歳出予算のうち総務文教委員会所管分)につきまして、審査報告をさせていただきます。

まず、歳入全般について、理事者の説明の後質疑に入りました。

委員より、都補助金の総務費、都補助金500万円、これは東京都や国から基金として出すということだが、福生市としての枠があってそれが満杯なのか、それとも福生市の申請によって出たものかとの質疑があり、理事者より、申請による額だが、事前に東京都の方からふるさと雇用では3年間で1500万円、緊急雇用では3年間で2000万円という額が示された結果であるとの答弁がありました。

別の委員より、雑入について、市税等滞納処分費76万8000円、これがそっくり歳出にあるが、これは一般的に考えると、弁護士を使って過払い金を集めるのだから、もうちょっと集まったのが入ってくるのではないかと思う。なぜその過払い金が出たかということの説明と、雑入がとりあえずこれだけだという説明をお願いしたいとの質疑があり、理事者より、通常、今までの差し押さえ等では、例えば不動産を売るときにいわゆる鑑定委託料、不動産の鑑定等を依頼する鑑定委託料等があったが、過払い金については、貸金業者の方が高金利で貸していた分、いわゆるグレーゾーン金利の分、払い過ぎていた部分があり、その払い過ぎていた部分について返還を請求するということで、滞納者本人が本来であれば返還の請求ができるが、その返還請求権について、市の方が差し押さえをし、貸金業者に返還の請求をしたものである。総体的にお願いをするについての弁護士費用の金額で、この歳入については、この滞納者が過払い金の中から、まず私どもがかかった弁護士費用等の滞納処分費を引き、その上でその余った金額について、市税の方に充当していただくということになっているとの答弁がありました。

また、同委員より、要は76万8000円がとりあえず、ここには入っているけれども、それによって勝てばもっと入ってくるのではないかということなのか、これしか入ってこないのか、また議案で訴えの提起についてというので2件あり、両方で500万円ぐらいとあるが、それが、なんで76万8000円なのかとの質疑があり、理事者より、76万8000円は、雑入の中の当初との差金で、弁護士費用等について、この裁判にかかる費用は、合計すると140万円ほどかかる。現在4名の方の市税等の滞納額がおよそ270万円で、合計すると410万円、これが今後、裁判結果により市税、あるいは雑入として市への歳入となり、この返還請求権の合計額がおよそ570万円なので、その差額分160万円がこの滞納されている4人の方々に、按分で返還されると、そのような内容となっているとの答弁がありました。

次に、歳出について理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、学校適応指導員活用事業調査研究費について、1000円の方が4時間働いて8人ということと、3500円の方が8時間で7人ということだが、仕事の内容が違うのか。また、今まで不登校対策でいろいろな対策をされているが、そこの

違いや、現在の不登校の状況について教えてほしいとの質疑があり、理事者より、この事業は小学校に生活指導推進員というような形で配置するもので、その謝金等の報酬金の関係は、1000円掛ける4時間掛ける8人と、登校支援活動に当たっていただく方々を想定している。登校支援活動というのは、スクールソーシャルワーカーがかなり重複をして、任務をしているが、例えば朝起こすことから、朝食を食べさせることから、本来保護者がやるようなことをできない場合に支援していく。

3500円掛ける8時間掛ける7人については、小学校の教育相談機能の充実ということで、小学校の方に、配置する生活指導推進委員で、週8時間、小学校7校に配置し、時給が3500円であるということで、年間スクールカウンセラーの場合もそうだが、文部科学省並びに東京都の考え方は、週1回と換算する場合には年間35回に設定するもので、こういった方々を活用し、総合的に児童生徒の一人一人の状況に応じ行き届いた指導ができるよう進めていこうと考えている。

不登校の状況は、在籍の児童・生徒数から、年間30日以上欠席をした子供たちの数を見る不登校出現率は、平成19年度小学校は0.74%で、平成20年度は0.8%、若干0.06%上がっている。中学校では、逆に平成19年度6.31%であったものが、平成20年度5.58%と、人数にすると平成19年度が119人で、平成20年度は107人ということで12名減少している。さらに、昨年度不登校であった子供たちが、平成20年度、この107名の中で当然中学校3年生として卒業した生徒もいるが、在籍している児童・生徒で平成21年度になって登校再開をしている者が約10%とあり、平成21年度はこういった事業を活用しながら、数字にあらわれるような成果が出るのではないかと、期待しているところとの答弁がありました。

別の委員より、調査研究費、歴史的民俗文化資料整備委託料だが、1500点ぐらいと聞いたが、農機具とそのほかにどんなものがあって、これは買い上げたのか、寄附していただいたのか、その辺のところを教えてほしいとの質疑があり、理事者より、こちらの資料は昭和50年代ごろから農家を廃業された方から御寄附いただいたもので、刀剣類はなく、農機具、蚕用具また生活用具で、例えば、くわ、すき、ざる、おけ、そういったもので、すべて御寄附をいただいたものとの答弁がありました。

また、別の委員より、弁護士謝礼3件分、その3件という数字がどこにも出てこないのだけれど、どういうことで3件なのか、その中身を説明してほしいと。また、教育の関係で、説明によるとNPO法人体協の方に委託をするんだけど、企画、立案、指導まで委託するわけなので、どこへやるのかではなくて、何をどこに、どういうふうにさせるか、わかりやすい説明をしてほしいとの質疑があり、理事者より、裁判の弁護士費用の3件分の内訳は、1件目は株式会社武富士に対する訴訟の件で、金額は269万2657円ほどの債権額に対してで、2件目が株式会社エイワに対するもので、債権額は39万2878円、3件目がアイフル株式会社に対する裁判費用で、債権額は237万9049円、この3件との答弁があり、健康増進スポーツ普及事業の積算については、雇用対策ということで2名の人件費分を積算したもので、3

00万円となっている。また、その中には、事業を実施するための消耗品等の事務事業費、また、体協の方に委託する経費の積算となっており、具体的な事業のイメージは、指導員派遣型、教室開催型、この二つのモデルを用意している。基礎体力の維持・増進を実施する事業、現役世代向けのプログラムとして、メタボ対策の事業を考えている。具体的には個人に合わせたストレッチ体操のプログラム、資料の作成なども含んでおり、具体的な体操の仕方などの指導も入れている。

また、一定の期間において追跡指導を行う予定で、随時相談体制を設け、栄養や介護その他の状況があることから、その人の状況を把握しながら、長期間にわたって一つの事業を進めていきたいと考えている。場所については、体育館等ではなく、地域会館、町会の会館などをお借りして、外に出て行くというスタンスで考えているとの答弁がありました。

さらに別の委員より、学校適応指導員活用事業は緊急ということで、2年の時限的なものということだが、その後はどうするつもりなのかとの質疑があり、理事者より、学校適応指導員活用事業の年限は、一応2年間は更新できることになっており、1年ごとにとということになるが、最低でも本市においては、2年間は継続してまいりたいと考えている。今後の展開については、スクールソーシャルワーカー事業が、年度当初の予算で既に組まれており、こういった全体的な予算として、児童・生徒にきめ細かな指導をしていく市独自の、それ以外の予算等もあるのでそれらを総合的に勘案し、将来的にどのような形で学校に継続的な指導ができるか考えていかなければならないとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定いただきますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 次に、市民厚生委員長、杉山行男君。

（市民厚生委員長 杉山行男君登壇）

○市民厚生委員長（杉山行男君） 御指名をいただきましたので、議案第43号、平成21年度福生市一般会計補正予算（第1号）（歳出のうち市民厚生委員会所管分）について審査報告させていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、ゲートボール場は何年ぐらい借りていたのか。土地所有者の方に対して、何らかの謝意を表する予定があるかとの質疑があり、理事者より、昭和59年から借りており、謝意については、長年高齢者のためにお貸しいただいたわけであるので、何らかの形でできるか内部検討中であるとの答弁がありました。

また、別の委員より、加美平のゲートボール場で本八第一、第二、本六などが使っていたということだが、今後、加美平東公園で行うことになるのか、また、今ある倉庫はどのようになるのか、との質疑がありました。

さらに別の委員より、東公園に移るということで、備品をストックする場所として

防災倉庫の空きがあるのでそこを使用したいということで、各会長と話が付いているということだが、会長とは町会長を含めて会長なのか、目的外使用にならないのかとの質疑があり、理事者より、今までの老人クラブ使用頻度は、本八第一が、月曜・水曜・土曜、中央、本六が、火曜・土曜、本八が火曜・日曜という変則的な使い方であるが、会長に確認したところ、ほかの団体との調整は行っていないが、大丈夫であると確認をしている。また、用具の量が少ないことが確認できており、老人クラブの会長の方で、町会等の方との情報交換ができています。目的外使用については、担当課と調整をするとの答弁がありました。

また、別の委員より、加美平東公園はかなり頻繁に使われているが、町会・自治会を含めて、使っている皆さんとはしっかりと調整はできているとの確認でよいのかとの質疑があり、理事者より、今後、加美平東公園の使用については、会長に集まっていたき調整をした結果、大丈夫ということで了解をいただいている。

さらに別の委員より、障害者福祉費の委託料199万5000円は、資産要件を撤廃したためとの説明であるが、毎年のように、年に何回かわるような福祉関係のプログラムというのは、自分たちのところで何とかなるようなプログラムにできないか。変更のたびに200万からのお金を使って、どれだけ市民にメリットが出てくるか、技術的に無理なのか、他市はどうなのかとの質疑があり、理事者より、使用しているプログラムを導入したのが平成16年、支援費導入時、一般競争入札で導入している。他市については、さまざまな電算の使い方があり、一概に福生市のやり方をしていないところもない。また、当市より費用がかからないところ、逆にもっとかかっているようなところもあり、まちまちである。自分たちのところで簡単に変更できないかということだか、このシステムは大きな福祉総合システムの一部のパッケージ版として、当時はかなりすぐれた性能ということで導入している。法改正時等については、業者の考え方に沿ってシステム改良を繰り返しており、基本的な考えは原則有料という業者の考えである。

なお、当初の製品を購入した後、福祉制度については大変多く変わるので、それを一定の保守の中でフォローできないか、業者と再三交渉を重ねたが、現状のようになっており、このシステムを使う限り、法改正があるたびに一定の金額が加算してしまう状態であるとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたします、審査報告とさせていただきます。

○議長（大野聡君） 以上で各委員長の報告は終わりました。これより各委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聡君） 以上で質疑を終わります。

これより、議案第43号について採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大野聰君) 御異議なしと認めます。よって、議案第43号は各委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(大野聰君) 午前11時15分まで休憩いたします。

午前11時2分 休憩

~~~~~

午前11時15分 開議

○議長(大野聰君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第11、議案第44号、訴えの提起について及び日程第12、議案第45号、訴えの提起についての2案を一括して議題といたします。

本2案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(総務文教委員長 増田俊一君登壇)

○総務文教委員長(増田俊一君) 御指名をいただきましたので、議案第45号、訴えの提起について及び議案第44号、訴えの提起についての2案の審査報告をさせていただきます。本両議案は、理事者より、市税等滞納処分により差し押さえた過払い金にかかわる取立訴訟を提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、提案された議題でございます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、先ほどの補正予算から合わせて、数字がなかなか合わないのだけれども、もう1件エイワというのがあるのは、こういう形にはならないのか。また、和解という発言が今あったが、和解というのは、一般的には多少両方に歩み寄りがあるのが和解だと思うのだが、和解は市長が判断するわけだから、根拠になるところ、基準を教えてほしいとの質疑があり、理事者より、エイワ1件に関しては、議会の専決処分、これについては地方自治法で、私ども暇がないときに第179条でお願いしており、第180条で議会の委任による専決処分というのがあり、その中で、福生市においては昭和57年に議決をいただき、専決処分ということで、市がその当事者である訴えの提起で、その目的額が100万円以下のものとなっており、今回はこの訴えの提起の中から、その部分については専決処分をさせていただくと、そういうような形になっている。

和解の件については、業者の方から和解という話で来るわけだが、羽村市等の話を聞くと返還金については返還しますよと。当然裁判ですので、裁判費用について相手方が払うか払わないかという、今までかかった経費についてどうなるかという話になるようで、判決になって裁判費用を払うという段階になったとしても、それを実際に

払わないというような業者もあるそうなので、そうすると、またその分についてまた訴訟を起こさなければいけないということがあるので、和解の中でそういう提案があった段階で、経費等を考える中で判断をさせていただきたいとの答弁がありました。

同委員より、和解の方はわかったのだけれども、例えば株式会社エイワも同じような形でやることになるのだから、その中身を詳しく説明してほしいとの再度質疑があり、理事者より、株式会社エイワについては、滞納者1人が株式会社エイワと株式会社アイフル、株式会社武富士の3社から借りており、今回の訴訟については、会社ごとにするものである、アイフルについてはもう一人いるので、合算した金額をアイフルに、もう1件が武富士で、このエイワ分だけが残ってしまったということで、単独ということになり、今回の方に上程されていないということになると。債権の金額は39万2878円、プラス年5分の利息をつけた形になっているとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、個別にお諮りいたしましたところ全員異議なく、2案とも原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定いただきますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

これより本2案について個別に採決いたします。

まず、議案第44号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議案第44号は委員長の報告のとおり、可決されました。

次に、議案第45号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議案第45号は委員長の報告のとおり、可決されました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 次に、日程第13、陳情第20-7号、障害者自立支援法の「定時改正」における抜本的見直しを求める意見書提出に関する陳情書を議題といたします。

す。

本件については、市民厚生委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告をお願いします。

(市民厚生委員長 杉山行男君)

○市民厚生委員長(杉山行男君) 御指名をいただきましたので、陳情第20-7号、障害者自立支援法の「定時改正」における抜本的見直しを求める意見書提出に関する陳情書について審査報告をさせていただきます。

委員より、障害者自立支援法は一定の手直しが行われているが、基本的に受益者負担であり、障害という社会的ハンディを負わされ負担能力の弱い方々が多い中、耐えがたい負担を強要する制度で許せない、採択を求めるとの意見がありました。

別の委員より、厚生労働省の有識者会議で、19年に「定時改正」の見直し、検討が行われ、介護保険と障害福祉との統合が見送られた。軽減措置もとられ一定の見直しは行われているので、不採択を要望するとの意見がありました。

また別の委員より、所得の実態とともに負担制度のあり方を検討する形で、去る3月31日に閣議決定をされ、今改正案を出している。国では応益負担でなく応能負担にしようということも決まり、支援体制の強化、報酬の見直しもかなり進んだと思っている。閣議決定をする前段階で、多くの障害者団体からヒアリングをして、おおむね合格点をいただいている。現在の障害者自立支援法改正案は、趣旨は十分反映していると見られる。反対というのではなく結論づけるという意味で、不採択が適切と思うとの意見がありました。

その後、審査中に反対の意見があったため、起立による採決をいたしましたところ、起立少数により不採択とすることに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(大野聰君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大野聰君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

賛成者、8番、奥富喜一君。

(8番 奥富喜一君登壇)

○8番(奥富喜一君) 陳情第20-7号、障害者自立支援法の「定時改正」における抜本的見直しを求める意見書提出に関する陳情書について、日本共産党として賛成討論をさせていただきます。

日本共産党の小池晃議員は、16日の参院厚生労働委員会で、障害者団体向け割引郵便の悪用問題をめぐり、厚労省の村木厚子前雇用均等・児童家庭局長、事件当時は障害保健福祉部企画課長が逮捕されたことについて、舛添要一厚労相の責任を追及しました。2004年当時の企画課が、障害者に重い「応益負担」を押しつける障害者

自立支援法の法案作成をしながら、一方で障害者向け施策を悪用して暴利をむさぼるような団体の手助けをしていたのか、という障害者団体の怒りの声が噴出していると迫りました。

また、村木氏の後任だった企画課長が、国から10億円以上の補助金を受けていた社会福祉法人の理事長から、高級車などの提供を受けていたことで社会問題になった松嶋賢氏だと指摘、2代続けて不祥事を起こしたとすれば、責任がますます重大だと質しました。村木氏が自立支援法の制度設計の牽引役、この法律の総仕上げ役を担ったのが、後任の松嶋氏。村木氏がすんなりと局長へと上りつめ、松嶋氏に至ってはいわゆるノンキャリア組では、初の地方局長の職につくという怪であります。

一方政府は、障害者自立支援法に修正を加え「応益負担」にしたといいますが、今の軽減措置を続けるというだけのことです。さらに、法附則で、「3年後に見直す」としていた障害範囲の定義と所得確保の措置の明確化を先送りしてしまいました。その上今度は、介護保険との統合をねらっています。

こうした中、施設側からは、「施設利用費は給食費と合わせて依然として障害者の重荷になっていること」、「政府案は難病患者を置き去りにしていること」、「地域の相談支援事業で障害者委員が少なく、声が反映されにくいこと」、「障害児を受け入れる施設が不足していること」など、問題を指摘する声が出ています。

部分的な手直しではなく、一たん廃止し、新たな法制度をつくること、これこそ自立支援の矛盾、問題点を解決する確かな道であります。日本共産党は、障害者自立支援法を廃止し、人間らしく生きるための新たな法制度を、という政策提案を行っています。障害者、家族、事業所が直面している苦しみ、不安について、七つの問題点について具体的な解決策を提起しています。1、応益負担制度は廃止する、2、事業者に対する報酬を引き上げる、3、就労支援「くらしの場」のあり方を権利保障の視点で見直す、4、障害のある子どもの発達を保障する、5、自立支援医療は元に戻し、拡充する、6、障害程度区分認定は根本的に見直す、7、地域生活支援事業へ国の財政保障を十分に行うの7点です。

障害者福祉のために、国民に重い負担を強いる消費税の増税は全く必要ありません。日本は世界第2位の経済大国でありながら、国内総生産（GDP）に占める障害者関係費の割合は、ドイツの4分の1、スウェーデンの8分の1と極めて低い水準です。予算のむだを見直し、年5兆円に上る軍事費にメスを入れること。また、大企業と大資産家に対する行き過ぎた減税をただし、そのごく一部を回しただけでも、障害者福祉を飛躍的に充実する財源は十分に確保できます。例えば、憲法違反の政党助成金320億円を回すだけで、定率1割の応益負担、障害者福祉サービスの利用者負担を廃止できます。政府が使い古した「財源がない」という言いわけは、自民党と公明党が5月29日成立させた2009年度補正予算14兆円で完全に通用しなくなりました。大企業には公共事業などの大盤振る舞いの一方、国民には1回限りのばらまき、それらのツケは消費税増税で国民に押しつける内容、暮らしと景気に役立たない補正予算です。中でも、総事業費約1兆8000億円、1メートル1億円に達する東京外環道

には、与党議員からも驚きの声が上がりました。320メートル分の建設費用があれば、障害者のサービス量1割負担はなくせます。

このような理由から、陳情第20-7号、障害者自立支援法の「定時改正」における抜本的見直しを求める意見書提出に関する陳情書に賛意を表明し、本日採択することを求めるものです。

○議長（大野聡君） 以上で討論を終わります。

これより陳情第20-7号について起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第20-7号は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大野聡君） 起立少数と認めます。よって、陳情第20-7号は委員長の報告のとおり、不採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~

○議長（大野聡君） 次に、日程第14、陳情第20-10号、福祉施設・保育所の最低基準を維持し、保育所の直接契約方式を導入しないよう、国に対し意見書採択を求める陳情書を議題といたします。

本件については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（市民厚生委員長 杉山行男君登壇）

○市民厚生委員長（杉山行男君） 御指名をいただきましたので、陳情第20-10号、福祉施設・保育所の最低基準を維持し、保育所の直接契約方式を導入しないよう、国に対し意見書採択を求める陳情書について審査報告させていただきます。

委員より、2009年2月24日、社会保障審議会少子化対策特別部会において、昨年来提案されてきた、保育制度改革の第1次報告案に若干の修正が加えられた後、了承された。この改革案ができ児童福祉法が改正されると、市町村には保育実施義務がなくなる。厚労省は公的契約と言っているが、保護者が園に申し込むわけで、直接契約にほかならない。今まで第6希望の園まで一度に申し込んで、待っていればとりあえずどこかに割り振られた。市町村の窓口に行くことだけでも大変なのに、何度も足を運ばせようというこの制度改革、具体化が迫っていることから、速やかな意見書提出が求められている。本日採択を求めるとの意見がありました。

別の委員より、この陳情は、一つに面積基準などを定めた最低基準の問題、もう一つに直接契約方式の問題だ。東京都の場合、地価が高く、低年齢児の待機児童数が多いということで、国の認可基準より緩和された認証保育所制度がある。父母、保護者が一番求めているのは、待機児童、自分の子どもが待機されないことが一番ではないか。直接契約では、利用者にとって選択肢が広がる、新規事業者の参入により、保育サービスの向上も期待できる。最低基準の維持などは現在改正される形でよいと思うので、不採択を求めたいとの意見がありました。

また、別の委員より、保育格差が出てこないか心配されるのは当然だ。しかし、平成20年に国会で現行の制度の堅持、拡充、要するに今のままで充実してくれということ、しっかりと最低基準の保育ができるようにという請願が出て、全会一致で採択されている。国民の意思は、国会の場で正確に通り、伝わっている。あえて地方自治体で出す必要はないという意味から不採択でいいのではないかとの意見がありました。その後、審査中に反対の意見があったため、起立による採決をいたしましたところ、起立少数により不採択とすることに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

賛成者、8番、奥富喜一君。

○8番（奥富喜一君） 陳情第20-10号、福祉施設・保育所の最低基準を維持し、保育所の直接契約方式を導入しないよう、国に対し意見書採択を求める陳情書について、日本共産党として賛成討論をさせていただきます。

日本共産党は、4月23日の衆議院厚生労働委員会で、待機児の急増など保育所不足が深刻化している問題で、保育への公的責任を後退させてきた政府の責任を厳しく追及しました。これは、2007年から2008年の間に、私立保育所が336ふえたが、公立は275減り、全体で0.3%しかふえなかったことです。公立保育所の運営費の一般財源化など、政府の施策にその原因があります。

また、政府が進める保育制度改革の中で、児童福祉法で定められた市町村の保育実施義務をなくすかどうかが焦点となっていることで、「保護者のよりどころがなくなる。基本を変えるべきでない」と強く求めました。舛添要一厚労相は、「市町村の責務が後退しないことが前提だ」とこれに答えました。また、制度改革で市町村が保育の必要量を認定するとされていることについて、細切れ雇用の労働者などは必要量が低く認定されないか、サービス量の上限が決められ超過分が自己負担となったり、必要量の多い人ほど負担が重くなるなどの懸念をあげ、これでは介護保険のように「保険あってサービスなし」になりかねないと指摘をしましたが、厚労省の村木厚子雇用均等・児童家庭局長は、「フルタイムでも短時間雇用でも保育が必要なら供給されるようにしたい」「子どもの生活の連続性も考え、保育の必要量を適切に認定したい」と述べつつ、「具体的にはこれからの検討だ」と答えています。つまり問題山積を認めています。

そもそも児童福祉法24条で、市町村は「児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申し込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない」と市町村の保育の実施責任を明確にしています。これは、保育園を紹介すればそれで済むということではないのです。日中、保護者が世話をすること

のできない状態の子どもについては、市町村が保育を保障しなければならないという内容なのです。これは、児童福祉法ができたときに、大変強調されました。日中、親が仕事などで家にいないために、子どもたちがまちをうろついたり、放置されたり、危ないからと柱に縛りつけるなど、子どもの人権を無視した、子どもを危険にさらすような状態を行政として放置してはいけないということで、この条項ができていと言えます。

この条項では、住民に一番近い市町村に実施責任が課せられています。保護者が保育に欠ける状態にある場合は、市町村は親が選んだ公立・私立の認可保育園に、保育保障の委託をしなくてはならないのです。大事なことは、保育園はどの子にも同じサービスを提供するということです。だから保育料は、園ではなく、市町村に払うわけです。市町村は、運営費を園に払います。運営費は平等に支払われ、同一のサービスが提供されます。つまり、保育料が安いから保育内容を削るということにはなりません。また、リストラなどで保育料の支払いがおくれたり、支払えないなどの場合も、保育園を退園させることはできません。いかなる場合でも、保育に欠ける状態にある子供の保育は、市町村が保障しなければならないのです。幼い子どもにとって、大切な条項なのです。だから大事なのです。

政府が閣議決定した「規制改革推進のための3カ年計画」では、保育園と保護者の直接契約方式の導入など、これまでの保育制度を大きく変える方向を打ち出していますが、強制力のある最低基準を廃止してガイドラインにしようとしているわけですが、この国の示すガイドラインには自治体や国に遵守させる強制力もないし、国の財政負担の責任もなくすものです。すべて自己責任として片づけ、国や自治体の責任を放棄するものであります。このことは広く一般保護者の利益並びに子どもの人権擁護の立場から、許せないものです。

したがって、陳情第20-10号、福祉施設・保育所の最低基準を維持し、保育所の直接契約方式を導入しないよう、国に対し意見書採択を求める陳情書は、大事な主張であり賛意を表明し、本日採択することを求めるものです。

○議長（大野聰君） 以上で討論を終わります。

これより陳情第20-10号について起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第20-10号は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大野聰君） 起立少数と認めます。よって、陳情第20-10号は委員長の報告のとおり、不採択することに決定をいたしました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 次に日程第15、陳情第20-12号、都市再生機構が家賃改定で値上げを行わないことなどを求める意見書に関する陳情書を議題といたします。

本件については建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願

います。

(建設環境委員長 串田金八君登壇)

○建設環境委員長(串田金八君) 御指名をいただきましたので、陳情第20-12号、都市再生機構が家賃改定で値上げを行わないことなどを求める意見書に関する陳情書の審査報告をさせていただきます。

この陳情は、過去2回継続して検討しているが、その間いろいろ御意見等をいただきました。陳情事項の1番目「今後の継続家賃の改定に際し、家賃値上げを行わないこと」の事項に対して委員会として賛同しがたく、現実問題として4月から家賃値上げは凍結されておりますので、今後、家賃が上がるかどうかというのはわからない状態であります。

委員より、趣旨自体は賛同できるが、当建設環境委員会としては一たん不採択にして、その後また問題があれば、陳情者の方に別な形で陳情を出していただいたらいかにかという意見がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、賛成者なく不採択することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(大野聰君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大野聰君) 以上で質疑を終わります。

これより陳情第20-12号について起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第20-12号は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大野聰君) 起立なしと認めます。よって、陳情第20-12号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~

○議長(大野聰君) 次に、日程第16、陳情第20-13号、国籍法改正に関する陳情書を議題といたします。

本件については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(市民厚生委員長 杉山行男君登壇)

○市民厚生委員長(杉山行男君) 御指名をいただきましたので、陳情第20-13号、国籍法改正に関する陳情書について審査報告させていただきます。

委員から、この国籍法は昨年暮れに成立した。当時、世界同時不況で、経済対策や補正予算の問題などで政府がバタバタしていたときに成立した。成立に当たっては、

慎重審議を求める議員たちにより、時間的制約の中で六つの附帯決議もなされた。その中に当分の間、半年ごとに法務委員会に施行状況を報告するという附帯決議もついている。改正国籍法が施行されたことし1月5日から3月27日まで、約3カ月間で229件の届け出があり、改正国籍法による受理件数は98件ということだ。既に動き出した法律でもあり、福生市議会議員の有志議員による勉強会も行われ、3月定例会の市民厚生委員会でも議論がされ、調査研究もされたと思う。当面は偽装認知の状況などを見守りながら意見書は出さず、不採択として扱ったらいかがかとの意見がありました。

その後、審査中に反対の意見があったため、起立による採決をいたしましたところ、起立なしにより不採択にすることに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（大野聡君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聡君） 以上で質疑を終わります。

これより陳情第20-13号について起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第20-13号は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大野聡君） 起立なしと認めます。よって、陳情第20-13号は委員長の報告のとおり、不採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~

○議長（大野聡君） 日程第17、陳情第21-1号、後期高齢者医療制度に関する陳情書を議題といたします。

本件については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（市民厚生委員長 杉山行男君登壇）

○市民厚生委員長（杉山行男君） 御指名をいただきましたので、陳情第21-1号、後期高齢者医療制度に関する陳情書について、審査報告させていただきます。

委員より、後期高齢者医療制度が国会で審議されているときから批判をしている。本市が実施した平成21年度から23年度までの3年間、特別対策事業として、居住支援特別給付金を支給する。生活保護法に基づく保護基準の1.5倍以内の高齢者世帯などが要件で、月額5000円の家賃助成を行う。この申請で、市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料など滞納していないことが条件だ。後期高齢者医療保険料が払えなくて滞納しているため、申請が受理されない方がいる。本来、手を差し伸べるべき方に、手が差し伸べられないのが後期高齢者医療制度の一端だ。陳情者と同じ思

いで賛同する。意見書を上げることを求めるとの意見がありました。

別の委員から、この制度は、これまで長年にわたって家族や社会のために尽くしてこられた高齢者の方々が、安心して医療を受けられるよう、国民の皆様がしっかり支えていくためには、高齢者の方々はもちろんのこと、若い人たちが納得して医療費を払ってもらえる仕組みにしなければならないということで、高齢者の方々の医療費をみんなで負担するわかりやすい仕組みをつくることをねらいとして、従来からの国民健康保険や健康保険組合などから独立させてできた制度である。病院などの利用者負担を省いた医療費のうち、半分の5割は国の税金で、4割は若い人が加入する医療保険からの仕送りで、残りの1割は高齢者の方々の保険料で賄うというわかりやすいルールだ。

現在この制度は、一部の見直しもされ、軽減措置なども行われ、高齢者の立場に立って、きめ細やかな対応がされている。制度廃止を求めている趣旨には賛成できないので、不採択とされてはいかかかとの意見がありました。

また、別の委員より、高齢者居住支援特別事業の5000円で、滞納している申請者が受理できない問題は何ともしないといけない。しかし、後期高齢者医療制度は、旧老人保健制度も75歳以上の対象だった。10年間国会で、国民皆保険制度を守るために議論をしてきた。第2の国保みたいになって財政破綻してしまつては、結果的に国民に迷惑をかける。現制度の中で負担軽減等、高齢者の皆さんが安心できる制度に改正し続けるべきだ。だれもが納得できる制度にしようという抽象的な議論のまま、元に戻せなんていうのは、本末転倒で到底受け入れられない。

また、昨年10月より負担軽減の措置をいろいろとってきた。3月29日付の毎日新聞によると、日本医療政策機構が1月に行った世論調査では、現行制度を維持すべきだとの回答は48%、70歳以上の方では56%になる。今の体制の中で制度改正を進めていくべきだ。過激な発言で、高齢者の不安をあおるようなことは避けるべきと思う。したがって、不採択でお願いしたいとの意見がありました。

その後、審査中に反対の意見があったため、起立による採決をいたしましたところ、起立少数により不採択とすることに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたします。審査報告とさせていただきます。

○議長（大野聡君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聡君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

賛成者、8番、奥富喜一君。

○8番（奥富喜一君） 陳情第21-1号、後期高齢者医療制度に関する陳情について、日本共産党として賛成討論をさせていただきます。

「75歳以上の医療費負担を無料に」の訴えが、今高齢者の共感を広げています。

ことし4月から75歳以上の医療費負担無料化を、この西多摩の日の出町が実施しています。「こんなに助かることはない。年金暮らしでほかに収入がないから、ありがたいことです」、「妻も5月に75歳になったので、助成を受けられる」。月8万5000円の遺族年金で暮らすKさん80歳は、「ぜんそくで夜もゆっくり眠れません。電気、ガス、水道代もろもろ、年金からいろいろ引かれて情けないと思うばかりだったので、無料化は本当にうれしい」とほほ笑みます。75歳のSさんは糖尿病のため、毎日6種類の薬とインシュリン注射で5000円の医療費負担が無料になり、生活費が助かると喜びます。「東京都や全国にも広がるといいですね」。日の出町では、このほかに75歳以上の人間ドック受診料の無料化、健康管理・健康増進の取り組みも行っているそうです。私が18歳のころ、それまでの汚職腐敗の伏魔殿都政から勤労市民を大切にす美濃部革新都政が誕生、70歳以上のお年寄りの医療費の無料化や、寝たきり手当など福祉が大きく進み、日本で最低の福祉から、日本でトップクラスの福祉の東京都に変わりました。

しかし、その後の自民、公明を中心とした都政が復活、石原都政では、全国2位から全国最低の47位の福祉に転落しています。ことし5月27日、東京都議会厚生委員会は、後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書を国に提出するよう求める二つの請願を、自民、公明の反対多数で不採択にしました。日本共産党、生活者ネットに加え、昨年10月の都議会で同趣旨の陳情に反対した民主党も賛成に転じ、6対7の僅差でした。請願は、東京社会保障推進協議会と東京保険医協会がそれぞれ提出したものです。そもそも年齢で区切ることは、世界的に見ても異常です。厚生労働省によると、2008年度だけで270件も抜本見直しを求める意見書が上がっているそうです。高齢者の福祉、医療は都議選の大きな争点でもあります。65歳から69歳への都独自の医療費助成であるマル福は、2007年度に自民、公明、民主の賛成で廃止され、東京の老人福祉費の割合も、全国2位から最下位にまでこれも落ち込んでいます。今石原都政が、東京オリンピックを口実に、国と一体で進める外環道路建設は、1メートルつくるのに1億円、後期高齢者医療制度の無料化に必要な東京都予算は800億円、外環道800メートル分でできます。オリンピックの積立金、毎年1000億円の財源を振り向けても可能です。

日本の中にも古き良き伝統として、お年寄りを敬い、大切にする思想が流れていましたが、まさにこれにつばする後期高齢者医療制度、そもそも後期高齢者医療制度は、今現在のお年寄りに向けたものではなく、団塊の世代である私の世代に照準を据えられたものです。私たちが75歳に達する15年後の2025年ごろには、一層過酷な負担としてのしかかるよう計画されているものです。受け取る年金はどんどん削減し、社会保障は自己責任、自己負担を進め、消費税で最終消費者である庶民にだけ税負担させる不公平税制の押しつけ、大企業、財界は今までの社会保険の負担分からも免れ、1円の消費税も負担せず、法人税もさらに軽減するという驚くべき、わがまま勝手放題を計画しているもので、断固許せないものです。福生市議会が国に対して、後期高齢者医療制度を廃止し、だれもが納得できる制度につくり変えるよう、意見書を上げ

ていただきたいというのはまさに同感であり、陳情第21-1号、後期高齢者医療制度に関する陳情書に賛意を表明し、本日採択することを求めます。

○議長（大野聰君） 以上で、討論を終わります。

これより陳情第21-1号について起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第21-1号は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大野聰君） 起立少数と認めます。よって、陳情第21-1号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第18、議員提出議案第5号、基地対策予算の増額等を求める意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（議会運営委員長 青海俊伯君登壇）

○議会運営委員長（青海俊伯君） 御指名をいただきましたので、議員提出議案第5号、基地対策予算の増額を求める意見書について提案理由の説明をいたします。

去る6月17日に開催されました議会運営委員会において、基地対策予算の増額を求める意見書の提出が議題となりました。基地施設周辺の市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力をしているところであります。

しかしながら、周辺市町村の財政状況は、世界的な経済危機による厳しい環境下に置かれていることは、周知の事実であります。こうした基地関係市町村に対して、これまで固定資産税の代替的性格を基本とした基地交付金及び米軍資産や住民税の非課税措置等の税財政上の影響を考慮した調整交付金が交付されております。また、米国等の行為または防衛施設の設置・運用により生ずる障害の防止・軽減のため、国の責任において基地周辺対策事業が実施されているところであります。

従来から基地交付金・調整交付金については、固定資産税の評価替えの翌年度において、平成元年より3年ごとに増額されており、合わせて防衛省所管の特定防衛施設周辺整備調整交付金も増額されてきた経緯があります。

よって、国においては基地関係の市町村の実情に配慮して、基地交付金及び調整交付金については、今年度は固定資産の評価替えの年に当たることから、平成22年度の予算に従前同様、増額をするとともに、基地交付金の対象資産の拡大を図ること。さらには、基地周辺対策経費の所要額の確保を行うと同時に、各事業の補助対象施設及び範囲を拡大すること。さらには、今までの経緯を踏まえて、特定防衛施設周辺整備調整交付金について、平成22年度予算において増額を求めるところであります。

以上の内容の意見書を提出することに、議会運営委員会において決しました。なお、提出者等につきましては、従来の例に従い、提出者を議会運営委員長、賛成者に議会運営委員会委員各位、さらに、横田基地対策特別委員会において御了承をいただきま

したので、横田基地対策特別委員会の正副委員長においても、賛成者に名を連ねていただくことといたしました。

議会運営委員会においては以上のように決しておりますので、議員各位のおかれましては慎重審議の上、議会運営委員会の報告のとおり御決定いただきますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（大野聡君） 以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聡君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議員提出議案第5号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聡君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これより議員提出議案第5号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聡君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（大野聡君） 日程第19、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び福生市議会会議規則第158条の規定に基づき、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名等について、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聡君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

~~~~~

○議長（大野聡君） 日程第20、閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

総務文教委員長から目下同委員会において審査中の案件について、会議規則第103条の規定により、お手元に御配付のとおり閉会中の継続審査の申し出が1件ありました。

お諮りいたします。

本件申し出の陳情第21－5号については、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、本件は申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第21、特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、三常任委員会及び議会運営委員会から継続調査の要求がありました。

本件は、お手元に御配付のとおり閉会中の継続調査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、本件特定事件は閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって平成21年第2回福生市議会定例会を閉会いたします。

午後0時5分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長 大 野 聰

副議長 田 村 正 秋

議員 末 次 和 夫

議員 杉 山 行 男

議員 乙 津 豊 彦

議員提出議案第5号

基地対策予算の増額等を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成21年6月19日

提出者	青	海	俊	伯
賛成者	阿	南	育	子
〃	杉	山	行	男
〃	奥	富	喜	一
〃	串	田	金	八
〃	田	村	昌	巳
〃	増	田	俊	一
〃	大	野	悦	子
〃	小	野	沢	久
〃	高	橋	章	夫
〃	乙	津	豊	彦

福生市議会議長

大 野 聰 様

基地対策予算の増額等を求める意見書

基地施設周辺の市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力しているところである。

しかし、基地関係市町村は、世界的な経済危機に伴う大幅な税収減や、基地所在に伴う特殊な財政需要の増大等により大変厳しい財政状況にある。

こうした基地関係市町村に対しては、これまで総務省所管の固定資産税の代替的性格を基本とした基地交付金(国有提供施設等所在市町村助成交付金)及び米軍資産や住民税の非課税措置等の税財政上の影響を考慮した調整交付金(施設等所在市町村調整交付金)が交付されている。

また、米軍等の行為又は防衛施設の設置・運用により生ずる障害の防止・軽減のため国の責任において基地周辺対策事業が実施されている。

基地交付金・調整交付金については、基地所在による特別の財政需要等にかんがみ、固定資産税の評価替えの翌年度において、平成元年度より3年ごとに増額されてきており、あわせて、防衛省所管の特定防衛施設周辺整備調整交付金も増額されてきた経緯がある。

よって、国におかれては、基地関係市町村の実情に配慮して次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 1 基地交付金及び調整交付金については、今年度は固定資産税の評価替えの年度にあたるため、これまで3年ごとに増額されている経緯を十分踏まえ、平成22年度予算において増額するとともに、基地交付金の対象資産を拡大すること。
- 2 基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲を拡大すること。特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金については、これまでの経緯を踏まえ平成22年度予算において増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 21 年 6 月 19 日

福生市議会議長

大 野 聰

内閣総理大臣

総 務 大 臣

財 務 大 臣

防 衛 大 臣

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

様

写

福総総発第 63 号

平成 21 年 6 月 8 日

福生市議会議長

大 野 聰 様

福生市長 加 藤 育 男 閣

議案等の正誤について

このことについて、次のとおり訂正いたしたいので、よろしくお取り計らいくださ
るようお願いいたします。

1 議案

議案第 45 号 訴えの提起についての正誤表

訂正箇所	誤	正
1 訴えの相手方中	京都府京都市下京区烏丸通上る高砂町 381-1	京都府京都市下京区烏丸通 <u>五条</u> 上る高砂町 381-1

2 本会議資料

資料（議案第 45 号関係） 訴訟事案概要書②の正誤表

訂正箇所	誤	正
議案内容の欄中	住所 京都府京都市下京区烏丸通上る高砂町 381-1	住所 京都府京都市下京区烏丸通 <u>五条</u> 上る高砂町 381-1

写

福 監 発 第 9 号
平成 21 年 6 月 12 日

福生市議会議長

大 野 聰 様

福生市監査委員 沖 倉 強
同 田 村 昌 巳

平成 21 年 4 月分例月出納検査の結果について

このことについて、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 5 月 27 日 (水)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成 21 年 4 月中における会計管理者の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
- 4 結 果 4 月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、4 月末日における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。

平成 21 年 4 月分

平成 21 年度

1 歳入歳出の状況

(単位: 円・%)

会 計 名	予算現額	本 月 中 歳 入 額	本月末歳入累計額	収入率	本 月 末 現 在 高
		本 月 中 歳 出 額	本月末歳出累計額	執行率	
一 般 会 計	千円 21,376,563	1,645,441,353	1,645,441,353	7.7	運 380,000,000
		2,022,113,277	2,022,113,277	9.5	△376,671,924
国 保 会 計	6,236,312	75,415,161	75,415,161	1.2	運 70,000,000
		139,613,110	139,613,110	2.2	△64,197,949
老人保健医療会計	7,154	1,330,000	1,330,000	18.6	1,330,000
		0	0	0.0	
下水道事業会計	1,562,502	104,611,863	104,611,863	6.7	101,508,598
		3,103,265	3,103,265	0.2	
介護保険会計	2,877,132	120,763,150	120,763,150	4.2	105,018,978
		15,744,172	15,744,172	0.5	
後 期 高 齢 者 医 療 会 計	771,132	79,695,700	79,695,700	10.3	30,131,090
		49,564,610	49,564,610	6.4	
受託水道事業会計	420,230	36,130,000	36,130,000	8.6	30,568,767
		5,561,233	5,561,233	1.3	
合 計	33,251,025	2,063,387,227	2,063,387,227	6.2	運 450,000,000
		2,235,699,667	2,235,699,667	6.7	△172,312,440

2 歳入歳出外現金の状況

(単位: 円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	57,135,506	713,274,500	708,205,449	62,204,557
都 税	0	11,556,434	0	11,556,434
合 計	57,135,506	724,830,934	708,205,449	73,760,991

3 基金の状況

(単位: 円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
退職手当特別 負担金準備基金	117,765,136	0	0	117,765,136
庁舎維持管理基金	25,934,191	0	0	25,934,191
都市施設整備基金	1,265,961,832	0	0	1,265,961,832
育 英 基 金	15,350,000	0	0	15,350,000
市営住宅等管理基金	317,964,830	0	0	317,964,830
財 政 調 整 基 金	運△220,000,000 1,660,523,905	戻返 300,000,000 0	運 800,000,000 0	運△720,000,000 1,660,523,905
学校施設等整備基金	1,365,068,511	0	0	1,365,068,511
ふるさと人づくり まちづくり基金	424,063,023	0	0	424,063,023
介護給付費準備基金	71,698,030	0	0	71,698,030
再編交付金事業基金	148,512,504	0	0	148,512,504
介護従事者処遇改善 臨時特例基金	34,524,687	0	0	34,524,687
国保高額療養費 等資金貸付基金	5,088,000	608,000	304,000	5,392,000
合 計	運△220,000,000 5,452,454,649	戻返 300,000,000 608,000	運 800,000,000 304,000	運△720,000,000 5,452,758,649

・ 運は運用金 ・ 戻は戻入金 ・ 返は返済金

平成 21 年 4 月分

平成 20 年度

1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

会 計 名	予算現額	本 月 中 歳 入 額	本月末歳入累計額	収入率	本 月 末 現 在 高
		本 月 中 歳 出 額	本月末歳出累計額	執行率	
一 般 会 計	千円 21,906,526	833,065,506	20,777,965,220	94.8	617,006,529
		641,403,479	20,160,958,691	92.0	
国 保 会 計	6,388,471	560,895,161	5,974,415,201	93.5	運 220,000,000
		451,184,167	6,079,312,023	95.2	△104,896,822
老人保健医療会計	444,656	△5,118,837	361,379,165	81.3	16,659,885
		1,769,343	344,719,280	77.5	
下水道事業会計	1,569,235	33,973,812	1,504,462,591	95.9	運 50,000,000
		131,288,297	1,551,497,376	98.9	△47,034,785
介護保険会計	2,886,970	149,320,995	2,872,673,433	99.5	75,071,808
		227,431,827	2,797,601,625	96.9	
後期高齢者 医療会計	754,435	12,053,577	714,145,977	94.7	31,780,539
		△271,614	682,365,438	90.4	
受託水道事業会計	375,345	0	353,383,705	94.1	1,572,161
		88,114,846	351,811,544	93.7	
合 計	34,325,638	1,584,190,214	32,558,425,292	94.9	運 270,000,000
		1,540,920,345	31,968,265,977	93.1	590,159,315

2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	57,135,506	0	57,135,506	0
都 税	200,036,729	132,664,584	200,036,729	132,664,584
合 計	257,172,235	132,664,584	257,172,235	132,664,584

3 基金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
退職手当特別 負担金準備基金				
庁舎建設基金				
都市施設整備基金				
育英基金				
市営住宅等管理基金				
財政調整基金				
学校施設等整備基金				
ふるさと人づくり まちづくり基金				
介護給付費準備基金				
再編交付金事業基金				
介護従事者処遇改善 臨時特例基金				
中小企業振興資金 融資一時補てん基金				
国保高額療養費 等資金貸付基金				
合 計				

・ 運は運用金

平成 21 年 6 月 11 日

福生市議会議長 大 野 聰 様

総務文教委員長 増 田 俊 一 氏

総務文教委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第 102 条の規定により報告します。

事件番号	件 名	議決結果
議案第 34 号	福生市基本構想（第 4 期）の制定について	原案可決
議案第 42 号	福生市基本構想審議会条例を廃止する条例	原案可決
議案第 35 号	福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 37 号	福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 36 号	福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 38 号	福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 39 号	福生市都市計画税条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 43 号	平成 21 年度福生市一般会計補正予算（第 1 号）（歳入及び歳出予算のうち総務文教委員会所管分）	原案可決

議案第 44 号	訴えの提起について	原案可決
議案第 45 号	訴えの提起について	原案可決

平成 21 年 6 月 10 日

福生市議会議長 大 野 聰 様

市民厚生委員長 杉 山 行 男 団

市民厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第 102 条の規定により報告します。

事 件 番 号	件 名	議決結果
議案第 40 号	福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 41 号	福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 43 号	平成 21 年度福生市一般会計補正予算（第 1 号）（歳出予算のうち市民厚生委員会所管分）	原案可決

平成 21 年 6 月 9 日

福生市議会議長 大 野 聰 様

建設環境委員長 串 田 金 八 郎

建設環境委員会陳情審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第 102 条の規定により報告します。

事 件 番 号	件 名		議決結果
陳情第 20-12 号	都市再生機構が家賃改定で値上げを行わないことなどを求める意見書に関する陳情書 (平成 20 年 11 月 21 日受理)		不採択
	理由	陳情事項中、「都市機構は今後の継続家賃の改定に際し、家賃値上げを行わないこと。」について、賛同し難く、意に沿いがたい。	

平成 21 年 6 月 10 日

福生市議会議長 大 野 聡 様

市民厚生委員長 杉 山 行 男 団

市民厚生委員会陳情審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第 102 条の規定により報告します。

事 件 番 号	件 名	議決結果
陳情第 20-7 号	障害者自立支援法の「定時改正」における抜本的見直しを求める意見書提出に関する陳情書 (平成 20 年 8 月 22 日受理)	不採択 (起立採決)
	理由 現段階で一定の見直しは行われており、意に沿いがたい。	
陳情第 20-10 号	福祉施設・保育所の最低基準を維持し、保育所の直接契約方式を導入しないよう、国に対し意見書採択を求める陳情書 (平成 20 年 9 月 17 日受理)	不採択 (起立採決)
	理由 国の意思は示されており、意見書を出す必要はなく、意に沿いがたい。	
陳情第 20-13 号	国籍法改正に関する陳情書 (平成 20 年 12 月 8 日受理)	不採択
	理由 当面は偽装認知などの状況を見守っていくため、意に沿いがたい。	
陳情第 21-1 号	後期高齢者医療制度に関する陳情書 (平成 20 年 11 月 21 日受理)	不採択 (起立採決)
	理由 後期高齢者制度の廃止という趣旨には賛成できないため、意に沿いがたい。	

平成 21 年 6 月 11 日

福生市議会議長 大 野 聰 様

総務文教委員長 増 田 俊 一 閣

総務文教委員会閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、福生市議会会議規則第 103 条の規定により申し出ます。

事 件 番 号	件 名	
陳情第 21-5 号	福生市議会議場に日の丸の掲揚をしないことを求める陳情書 (平成 21 年 5 月 20 日受理)	
	理由	なお慎重に調査研究を要するため

特 定 事 件 継 続 調 査 事 項 表

(平成 21 年 6 月 19 日第 2 回定例会 5 日目)

議会運営委員会

- 1 定例会・臨時会の会期等議会運営について
- 2 議会だよりの編集及び発行について
- 3 福生市議会会議規則等について
- 4 議場施設等について
- 5 議会改革について

特 定 事 件 継 続 調 査 事 項 表

(平成 21 年 6 月 19 日第 2 回定例会 5 日目)

総務文教委員会

- 1 行政機構及び職務内容について
- 2 広域行政圏について
- 3 学校教育について
- 4 社会教育について
- 5 安全安心対策について
- 6 庁舎管理について

建設環境委員会

- 1 都市基盤整備について
- 2 商工業・観光対策について
- 3 工事の進捗状況について
- 4 駐車場対策について
- 5 公害対策について
- 6 塵芥、し尿対策について
- 7 緑化対策について
- 8 交通安全対策について
- 9 環境対策について

市民厚生委員会

- 1 福祉対策について
- 2 保健衛生対策について
- 3 窓口業務について
- 4 介護保険について
- 5 子育て支援について

